

合議体の議事

(百選「I-121」～「I-123」)

問題 001

知事の温泉動力装置の設置許可処分にあたり、温泉法で定められた温泉審議会は開かれず、温泉審議会の意見聴取は持ち回り決議の方法によりされたことは、適法有効なものということとはできないが、右処分後に開かれた審議会の意見聴取により許可相当との意見が表明されている以上、その瑕疵は治癒されたと解すべきである。

001 解答：誤り

処分後に開かれた審議会の意見によっても、その瑕疵は補正されないとした。(I-121)

問題 002

温泉法が、知事の温泉動力装置の設置許可処分にあたり温泉審議会の意見を聴かなければならないとしたのは、利害関係人の利益の保護を直接の目的としたものである。

002 解答：誤り

利害関係人の利益の保護を直接の目的としたものではなく、知事の処分の内容を適正ならしめるためであるとした。(I-121)

問題 003

温泉法に定める温泉審議会の意見は、知事を拘束しないと解せられる。

003 解答：妥当である。(I - 1 2 1)

問題 004

知事の温泉動力装置の設置許可処分にあたり、温泉法で定められた温泉審議会は開かれず、温泉審議会の意見聴取は持ち回り決議の方法によりされたことは、本件許可処分を無効ならしめるものである。

004 解答：誤り

無効ならしめるものということとはできないとした。

(I - 1 2 1)

問題 005

農地委員会の農地買収計画樹立決議に瑕疵があったとしても、他に著しく決議の公正を害する特段の事由の認められない場合は、当該決議の瑕疵は、同決議を無効ならしめるほどの重大な違法とはいえない。

005 解答：妥当である。(I - 1 2 2)

問題 006

教育委員会の会議の公開は、会議の公正な運営を確保するとともに、各委員の活動を住民の直接の監視と批判にさらし、あわせて次期選挙の際における判断資料を得させるためのものであるという点において、重要な意義を有するものであり、これに違反して行われた議事が瑕疵を帯びるものであることはいうまでもない。

006 解答：妥当である。(I - 1 2 3)

問題 007

教育委員会の会議の過程において形式上いささかでも(旧)教育委員会法に定める公開原則に違反するところがあれば、常にその議決の効力に影響を及ぼすものとすることは相当でない。

007 解答：妥当である。(I - 1 2 3)

問題 008

教育委員会が行った懲戒免職処分について、その会議を秘密会で審議する旨の議決が完全な公開のもとにない会議で行われたという点において形式上公開違反の瑕疵があり、これをもって当該免職処分の議決を取り消すべき事由とするにあたりと解するのが相当である。

008 解答：誤り

当該議決に瑕疵があるとはいえ、違反の程度及び態様は実質的に公開原則の趣旨目的に反するというに値いしないほど軽微であり、免職処分の議決そのものを取り消すべき事由とするにはあたらないとした。(I - 1 2 3)